

中国の製品安全セミナーQ&A

2011年4月20日
日本機械輸出組合
基準認証委員会

日本機械輸出組合では、去る3月4日に「中国の製品安全セミナー」を開催し、質疑応答が予定時刻を約1時間超過する程の多くの質問が出されましたので、次のとおり取りまとめました〔於：機械振興会館 会議室 B2-1、講師：テュフ ラインランド チャイナ広州オフィス 製品部国際認証サービス課 シニアマネージャー Ms.Jessie Meng〕。

1. 新実施規則

Q1. 昨年12月にCQCのHPで工場検査要求文書が公開されましたが、既に有効ですか？

A1. これは、AV機器・IT機器の新実施規則に関する工場検査要求文書ですが、新実施規則は2010年12月に施行されており、工場検査要求文書も12月から有効です。

Q2. AV機器の実施規則 Annex 3で、GB 8898の要求事項の電氣的構造検査第8項が追加されましたが、工場の対応はどうすれば良いのですか。第8項は感電に関する要求ですが、第13項で絶縁距離等が定められているため、検査同様に部品の絶縁距離・絶縁タイプ試験等を確認するだけで良いのですか？

A2. 試験項目については、CQC・CNCAによる追加要求事項等はなく、GB 8898にて規定されている規格要求に基づいた確認試験のみになります。GB 8898はIEC 60335と整合していますのでIEC 60335もご参照ください。

Q3. 工場では、設計仕様書保管義務・品質記録保管義務等多くが定められてますが、設計機能が日本の本社内にあり中国工場は生産機能しかない場合、認証技術責任者は、中国工場の人員を任命しないとならないですか？

A3. 原則的には新実施規則に基づいた体制作りをお願いせざるを得ません。中国工場での品質管理システムを運用し、日本の本社内で認証技術責任者を任命する場合は、その理由、及び認証技術責任者が中国工場の品質管理システムにどういう関与をし、どんな責務があるのかCQCに明確に説明をして承認されなければなりません。

Q4. GB 4943の改定案では、標高2,000メートルで使用できない場合のマーク貼付、取扱説明書に少数民族の言語等5ヶ国語の記述等の規定がありますが、改定の状況を教えてください。また、製造業者が独自にCCC申請することは可能ですか？

A4. GB 4943の改定状況については、近々改定が行われそうですが詳細は分かりません。CNCA等の公告に注意してください。製造業者から直接CQCへの申請は可能です。

2. 型式試験

Q1. CB レポートを使用する型式試験はテストサンプル数を1台にできますが、重要部品のサンプルは多数準備する必要があります。CB レポートを使用して重要部品のテストサンプルの数を削減できませんか？

A1. CB レポートでサンプル数が削減できるのは製品を申請する場合に限定されます。重要部品については、基本的に CCC 認定品又は CNAS(中国国家適合性評価認定サービス)認定ラボのテストレポートを使用すれば重要部品のサンプルは不要になりますが、場合により、追加試験が必要になりサンプルを要求されることもあります。

3. 工場検査

Q1. 初回工場検査の日程を決めるのが困難ですが何とかありませんか？

A1. 検査側としてはビザ取得の問題もあり、極力数社の試験を纏めて実施したい意向があります。そのような事情から今後も調整は難しいものと思われます。

Q2. 通常は型式試験レポートの受領後に工場検査を受検しますが、型式試験の期間中でも工場検査を受検し工場検査レポートを受領する方法も可能ですか？

A2. 型式試験に合格しレポートを受領する前でも工場検査を受検する方法があります。但し、型式試験不合格となった場合は再試験を受ける必要がありますので、再試験に時間が掛かれば、折角合格した工場検査レポートの期限が失効するリスクがあります。

4. 安全部品

Q1. 安全部品リストを確実に作成するためのノウハウをガイドラインにして発行して欲しいです。

A1. 中国の認証機関はそのようなガイドラインを作成しないため、現状はメーカーや申請代行会社等が苦労して安全部品リストを作成しています。中国当局との対話の場等で日本の工業会等からそのような要望をするのも一案かと思えます。

5. 免除申請

Q1. 補修部品の免除申請がうまく行かないのですが、どのように対処すれば良いですか？

A1. 免除申請したい補修部品の関連情報等が現地の輸入者又は販社等に良く伝わらず免除申請が受理されないことがあります。また、中国の事情として、業務でも個人関係が優先する等の不合理的もあり、一律な対処方法をお伝えするのが難しいと思えます。

6. その他

Q1. 北京の各試験所の引越しの状況及び計画を教えてください。

A 1. 昨年、試験所の引越により検査業務が停滞しましたが、今後の試験所の引越の状況及び計画も不明なので申請時に試験所が指定された後にご自身でご確認ください。

Q 2. CCC の工場検査とエネルギーラベルの工場検査を一本化して貰えませんか。

A 2. 管轄する行政当局が異なるため非常に難しいと思います。今後、韓国のように異なる認証制度を統合する動きがあれば変わる可能性があるかもしれません。

Q 3. テュフ ラインランド ジャパンへ申請を依頼すると、まず、製品が該当か非該当なのか判定し、非該当であれば非該当証明のレター提出も可能とのことですが、このレターの通関時の効力を教えてください。

A 3. 中国当局からは、CCC 該非判定レターは発行されません。テュフ ラインランド ジャパンは、非該当製品を申請し、CQC より非該当のため申請を受理しないという WEB の判定結果を貰い、それを非該当証明のレターに添付していますので、通関時の該非判定のために有効な書面になります。

Q 4. 【セミナー終了後寄せられた質問】

CCC非該当である生産用設備(ディテクター等の装置及び管理用パソコン)の対応は次で正しいですか？

(1) 設備は非該当だが、電源ケーブルやACアダプタ等はCCC認証品が必須。

(2) 設備の管理用パソコンがCCC認定品で無い場合、

① パソコンが装置に組み込まれていれば、設備は生産ラインで使用するため免除申請は不要。

② パソコンが装置に組み込まずケーブル接続の場合は、CCC認証を要求される可能性があり免除申請が必要。その場合、パソコンや周辺機器は汎用性が高く免除されない可能性も大きい。

A 4. (1)、(2)の対応全てその通りです。(2) ②の場合は、パソコンや周辺機器は汎用性が高いため免除されない可能性もありますが、免除されるためには、パソコンの用途が生産用途に限定されることも明確に示す必要があります。

以上